地域におけるデジタル実装の加速化を目的とするデジタル地方創生モデル仕様書の対象サービス・システムに係る情報提供依頼
（ＲＦＩ:Request For Information）

令和８年 10月８日

デジタル庁

デジタル庁国民向けサービスグループ

デジタル公共財担当

1. 概要

(1) 件名

地域におけるデジタル実装の加速化を目的とするデジタル地方創生モデル仕様書の対象サービス・システムに係る情報提供依頼（RFI）

(2) 目的

デジタル庁では、地域におけるデジタル実装を推進すべく、主要分野における優良事例を支えるサービス/システムのカタログ化（『デジタル地方創生サービスカタログ』以下、「サービスカタログ」という。）と、主要分野におけるサービス/システムを調達するための標準的な要件・機能を整理したモデル仕様書（『デジタル地方創生モデル仕様書』以下、「モデル仕様書」という。）を公開している。モデル仕様書は、サービス分野ごとに仕様書上の要件や機能について標準的なものをひな形として整理し、一定の水準を満たしたサービスの導入を主目的とし、自治体担当者の調達作業負担軽減及びデジタルサービスの地域間格差の解消を図るためのツールである。そのため、本 RFI はデジタル庁が調達するシステムではなく、自治体が調達するシステムに関する RFI である。

今回は、既存のサービス類型に関するモデル仕様書の改訂を予定している。併せてモデル仕様書の必須機能要件を充足するサービスについて、地域未来交付金（旧 新しい地方経済・生活環境創生交付金、デジタル田園都市国家構想交付金）の採択実績を有しているものを要件とし、サービスカタログに掲載し、公開する予定としている。

2. 関連するスケジュール（予定）

以下のスケジュールでモデル仕様書の改訂版を公表する予定である。

- 10 月 8 日（木）～11 月 6 日（金）17 時：RFI 実施
- 12 月中旬 ：モデル仕様書の公表及び対応サービスに関してサービスカタログへの掲載・公開

また、モデル仕様書を用いた自治体の調達スケジュール例として以下のような例が考えられる。

- 令和 9 年春～夏：モデル仕様書を活用した調達

3.情報提供依頼期間

令和 8 年 10 月 8 日 （木）～ 令和 8 年 11 月 6 日（金）17 時

4. 情報提供の依頼内容等
本 RFI において求める情報を以下に示す。

別紙各サービス類型におけるモデル仕様書（デジタル庁改訂案）に記載された機能要件に関するご意見

- 別紙資料 01～25 の中で、最も当てはまるサービス分類のシートを選択し、各項目についてサービスの対応状況を実装機能回答票に回答。対応可否を〇・×・△のいずれかで回答するとともに、機能実装の状況（実装方法や実装機能）を「実装状況・対応状況を記載する欄」に具体的な内容を記載すること。
- すべての要件に対して対応可否の回答をすること。
  （従来は機能要件のみの依頼としていたが、非機能要件についても今後の参考としたいため、回答いただきたい。）
- 回答したモデル仕様書の「事業者名」、「サービス名」を必ず入力すること。
- 各要件に対する意見を入力すること。（任意）

5. RFI の取り扱い
RFI の依頼において、提供を受けた情報、資料は次のとおり取り扱うものとする。

- RFI の依頼は、4.情報提供の依頼等に記載する内容に関して、広く情報を得るための手段としたものであり、今後のデジタル庁の業務に関する意味を持つものではないこと。
- 情報提供の依頼において、デジタル庁から資料の提供を受けた場合は、本 RFI 終了後に消去すること。
- 本 RFI の実施に要する費用は、全て事業者等の負担とすること。
- 本 RFI において提供を受けた提案、資料等は返却いたしません。
- 提供を受けた資料等については、本業務を担当するデジタル庁およびサービスカタログ・モデル仕様書作成業務の委託事業者の関係者に限り、複写・配付が行われる。また、デジタル庁は提供者に断りなくサービスカタログ・モデル仕様書作成業務に関する委託先以外の他者には提供いたしません。

- なお、現在サービスカタログに「モデル仕様書適合」として掲載されているサービスについては今回お示ししている改訂案及び RFI の結果を踏まえたモデル仕様書における必須機能を満たしているもののみ引き続き「モデル仕様書適合」として掲載する。

6. モデル仕様書適合サービス

機能要件のうち、必須と選択必須の要件にすべて該当しているサービスをモデル仕様書適合サービスとする。

また、情報の提供を受けた事業者等に対し、後日、デジタル庁もしくはサービスカタログ・モデル仕様書作成業務の委託事業者から提出された資料の内容等について照会または追加の資料提供を依頼する場合がある。

7. 資料の提供方法

(1) 資料の形式

別紙資料に記入の上、Excel ファイル形式で提出すること。

(2) 提供方法

資料については、下記 8 に記載する提出先に、E-Mail にて提出すること。

E-Mail 件名は『【モデル仕様書・サービスカタログ RFI に関する回答】』を付与すること。

提出社名又は機関等の名称、担当者氏名、担当者連絡先を明記し提出すること。

(3) 提出期限

令和 8 年 11 月 6 日(金) 17 時

8. 本 RFI に関する質問

本 RFI に質問がある場合は、以下のとおりとする。

(1) 質問方法

下記 8 に記載する照会先に e-Mail にて問い合わせることとし、件名については「RFI に関する質問」とすること。

(2) 質問受付期間

令和 8 年 10 月 8 日（木）～ 令和 8 年 11 月 6 日(金) 17 時

9. 照会先、資料提出先

照会及び資料の提出は、下記のメールアドレス宛に行うこと。

本アドレスは、デジタル庁及び受託事業者による共通の受付窓口である。

e-mail：digital-service-catalog@digital.go.jp

【担当】

・デジタル庁 国民向けサービスグループ デジタル公共財担当（原、木村、繁松）

　東京都千代田区紀尾井町 1-3 東京ガーデンテラス紀尾井町

・（受託事業者）合同会社デロイトトーマツ（山本、佐藤）